

2014.12

PL Report <2014 No.9>

国内の PL 関連情報

政府広報オンラインで、高齢者の製品事故を注意喚起

(2014 年 9 月 26 日 政府広報オンライン)

近年、高齢化が進む中で、高齢者による製品事故が増加していきを受けて、政府広報オンラインは、9 月 26 日、高齢者に多い製品事故の事例と安全に製品を利用するための注意点を公表した。

取り上げられた製品は、「介護ベッド」や「電動車いす」、「燃焼機器」など。本サイトでは、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）に通知された製品事故情報のうち、介護ベッドや介護ベッド用手すりなど介護用品にかかわる事故が、平成 20 年度から 24 年度までの 5 年間に 111 件発生し、27 人が死亡、40 人が重傷を負ったこと、また、電動車いすでは同じく 5 年間に 83 件の事故が発生し、34 人が死亡、16 人が重傷を負ったことを紹介。介護ベッドを含む介護用品や電動車いすの事故は、いずれも件数に比して重大な事故になりやすいと注意喚起がなされている。

さらに石油ストーブやガスこんろなどの燃焼機器の事故については、平成 20 年度から 24 年度までの 5 年間に 2,108 件の事故が発生し、これらの事故の高齢者（60 歳以上）の比率をみると、石油ストーブは 71.2%、ガスこんろは 56.3%、石油温風暖房器では 53.5%を占めるなど、多くの製品で高齢者の比率が高くなっていることが紹介されている。

参照 URL：政府広報オンライン 暮らしのお役立ち情報

<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201409/3.html#anc01>

ここがポイント

一般的に、高齢者は、感覚機能や運動機能の低下により、若い年代の人より製品事故が発生しやすく、また重症化しやすい傾向にあります。

政府広報オンラインでは、このような高齢者の身体機能の変化を、家族や介護事業者など周囲関係者がよく理解して、日頃から高齢者を注意して見守ることにより製品事故を予防することが重要であると示しています。

一方で、高齢者による事故を防ぐためには、製造事業者や販売事業者、介護用品のレンタル事業者の役割も小さくありません。

製造事業者においては、公開された事故情報、自社で収集した市場情報（販売事業者・レンタル事業者からの情報含む）、高齢者の行動や運動能力等を熟知する介護事業者からの情報などを可能な限り製品の設計段階で反映し、安全性を向上させた製品を市場に上市することが求められます。また、製品に残存するリスクを高齢者の家族、介護事業者等の開示するとともに、その回避方法を明示していくことが重要となります。

販売事業者、介護用品のレンタル事業者など使用者への仲介的な立場の事業者においては、より安全な製品を仕入れまたはレンタル品として選定するとともに、当該製品の正しい使用方法と製品に含有されるリスクを理解し（場合によっては、製造事業者に対し追加的な情報

提供を要請することなども必要)、高齢者本人、家族、介護事業者に対し、これらの情報提供を行い、事故の未然防止を図る必要があります。

今後、高齢化が一層進む中で、製造・流通・使用者（高齢者本人だけでなく家族、介護事業者等も含む）が、それぞれの立場で事故防止に向けた取組を進めていくとともに、相互の情報共有などを通して連携・協働していくことが望まれているといえます。

長期使用製品安全点検制度の利用による対象製品の事故防止の注意喚起

(2014 年 10 月 20 日 製品評価技術基盤機構)

独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）は、長期使用製品安全点検制度の対象製品※の経年劣化による事故発生を防止するため、対象製品の所有者情報登録を進めるよう注意喚起を行った。

同制度は、所有者自身が保守・点検を行うことが困難で経年劣化による事故を起こすおそれの高い製品（特定保守製品）を対象に、これらの所有者が製造事業者所有者情報を登録し、当該事業者が登録された情報に基づき保守・点検実施を所有者に促す仕組みになっている。

NITE の発表によれば、平成 21 年 4 月から始まった同制度による所有者情報の累計登録率は平成 26 年 3 月時点で約 4 割に留まる一方、特定保守製品に相当する製品（制度の開始以前の同種製品も含む）の経年劣化による事故は、平成 21 年度から平成 25 年度までの 5 年間に合計 94 件に達している。

※対象製品（特定保守製品）は、屋内式ガスふろがま（都市ガス、LP ガス）、屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス、LP ガス）、石油給湯機、石油ふろがま、密閉燃焼（FF）式石油温風暖房器、浴室用電気乾燥機、ビルトイン式電気食器乾燥機の 9 品目。

ここがポイント

同制度では、所有者情報は特定保守製品の所有者（購入者）が、当該製品の製造事業者（特定製造事業者）が準備した書類（所有者票）に必要事項を記入し事業者へ送付・登録することになっています。しかし、上述の NITE の報告のように登録率は長期間にわたり低迷しており、所有者の自発的な行動のみに頼っているはこの状態を早急に改善することは困難と思われる。

同制度は特定保守製品の経年劣化による事故発生を未然に防止し、消費者を保護することを最大の目的としています。一方で、当該製品に関係する事業者（特定製造事業者と特定保守製品取引事業者）にとっても、事故発生は企業に大きな影響を与えることから、当該リスク回避の観点、また、製品事故の未然防止・消費者保護という企業の社会的責任を果たすという観点からも、事業者が、所有者情報を入手し、所有者に保守・点検の連絡をできることは極めて重要な取組といえます。

したがって、事業者は、同制度で定められている義務の遂行に加え、例えば下記のような取組を選択肢として検討、登録率向上に結び付く取組を進めることで、経年劣化による製品事故リスク低減につなげることが期待されます。

- （１）特定製造事業者では、同制度の目的と所有者票の登録の重要性を消費者に周知するために、
 - ・ 梱包表面や取扱説明書に、製品の使用開始前の注意事項として説明を記載する。
 - ・ 開梱時に直ぐに目に付き易い場所に所有者票を封入し、説明文を添える。
- （２）特定保守製品取引事業者では、製品の購入者に所有者票の記入と登録を促すような環境作りとして、
 - ・ 対面販売時の説明、セルフ販売における店内の掲示、通販におけるサイト上で

の情報提供を徹底する。

- ・販売・納品・設置時に、顧客に所有者票を提示・説明し、記入と登録を促す。
また高齢者等に対して承諾を得たうえでの記入や投函を代行する。通販では購入者に対して登録確認メールを後日送付する。
- ・使用開始後の製品の点検・修理の際に、登録済みであるか否かを確認し、未登録の場合は登録を促す。

厚生労働省が、『食品製造における「HACCP 導入の手引き」』の動画配信を開始

(2014 年 10 月 6 日 厚生労働省ホームページ))

厚生労働省は、2014 年 10 月 6 日、厚生労働省動画チャンネル（YouTube）に『食品製造における「HACCP 導入の手引き」』の動画配信^{※1}を開始した。本動画は厚生労働省内に組織された「食品製造における HACCP による工程管理の普及のための検討会」において、食品関連事業者の円滑な HACCP 導入を目的に作成された。

この動画（映像時間：33 分 30 秒）は、架空のかまぼこ製造会社（従業員 20 名）を舞台にして、主人公の品質管理担当者が社内外の関係者と相談しながら HACCP^{※2}を導入していくというドラマ仕立てになっている。また、HACCP 導入のメリット、HACCP とは何かという基本的なことから取組ポイント、作成すべき文書とその記載例等を要所要所でフリップやテロップ等を使って解説している。

※1：厚生労働省動画チャンネル：<http://www.mhlw.go.jp/douga/youtube.html>

※2：HACCP（Hazard Analysis Critical Control Point）

食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生する恐れのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析（Hazard Analysis）し、その結果に基づいて、製造工程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点（Critical Control Point）を定め、これを継続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法です。

この手法は 国連の国連食糧農業機関（FAO）と世界保健機関（WHO）の合同機関である食品規格（コーデックス）委員会から発表され、各国にその採用を推奨している国際的に認められたものです。

（出典：厚生労働省ホームページ）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/haccp/

ここがポイント

現在、食品に関するリスク低減手法として HACCP 手法による管理が国際標準になっています。しかしながら、農林水産省による「平成 25 年度食品製造業における HACCP 手法の導入状況実態調査」^{※3}によれば、わが国の食品関連企業における HACCP 導入率は 21.4%に留まっており、導入しても運用に当たって問題を抱えている企業も散見されます。同調査によれば「HACCP 導入に当たっての問題点」として、「施設・設備の整備（初期投資）に多額の資金が必要」、「モニタリング・記録管理等の人的コスト等 HACCP 導入後の運用コスト（ランニングコスト）が大きい」、「従業員に対する研修を十分に行う余裕がない」が上位 3 つに挙げられています。

本動画では、これらの問題点に対して参考となる解決策の例を示しています（下表参照）。HACCP 未導入の食品関連企業や導入はしたものの運用にあたって問題を抱えている企業にあっては、本動画を活用することで HACCP の円滑な導入や運用が期待されます。

HACCP 導入に当たっての問題点	本動画で示された参考となる解決策の例
第 1 位 施設・設備の整備（初期投資）に多額の資金が必要	■ 清掃しやすいように装置に足を付ける等の既存装置の一部改造による保守管理やレイアウト変更による動線管理等の工夫による低コストでの導入の実現。 ■ HACCP 支援法^{※4}に基づき、HACCP 導入に必要な施設整備等の投資に対して適用される長期低利融資の活用。
第 2 位 モニタリング・記録管理等の人的コスト等 HACCP 導入後の運用コスト（ランニングコスト）が大きい	■ 重要管理点（CCP）に対して、「だれが、何を、どの頻度で、どのようにモニタリングするか」を予め決めた上で、CCP の記録を素早く正確にできるように記録箇所を目立つようにする、管理基準を併記し異常に気づきやすくするなど、モニタリング・記録用紙等の工夫を行う。これにより記録や判断時間を短縮することで効率的な運用によるコスト削減を図る。
第 3 位 従業員に対する研修を十分に行う余裕がない	■ 研修教材として本動画を活用し、短時間で HACCP の目的や導入手順（7 原則 12 手順）、取組みポイント等の理解を実現。

さらに、厚生労働省は「食品製造における HACCP 入門のための手引書」^{※5}を作成しており、ここには本動画で紹介される HACCP 導入の手順毎に必要な文書やチェックリストのフォーマット等が用意されています。本動画の閲覧と合わせ本手引書の読み込みにより HACCP 手法の理解を深めることができます。その上で、本動画を参考にしながら当該フォーマットに自社製品の原材料や工程、重要管理点等を落とし込み、自社用のフォーマットを作成することで、7 原則 12 手順に必要な各種の文書化を円滑に進めることが期待されます。

なお、本手引書は、乳・乳製品、食肉製品等、計 7 つの業種別に策定されていますが、該当しない業種の場合は類似の業種を参考にすることが可能です。

※3：「平成 25 年度食品製造業における HACCP 手法の導入状況実態調査」資料の URL

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001120047>

※4：「HACCP 支援法」紹介の URL

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/haccp/index.html>

HACCP 支援法（食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法）：HACCP 導入に必要な施設整備やその前段階の衛生・品質管理の基盤の整備に資する金融支援（長期低利融資）について定めたもの

※5：「食品製造における HACCP 入門のための手引書」資料の URL

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/haccp/

（同ホームページの中段左側）

海外の PL 関連情報

米国の第一巡回区連邦控訴裁判所がカナダ企業に対する裁判管轄を容認

第一巡回区連邦控訴裁判所は、本年 11 月 12 日、マサチューセッツ州企業とカナダ企業との間の債務不履行訴訟において、「マサチューセッツ州民と同州で実際に直接接しなくとも、国境

を越えて電話、電子メールまたはインターネットにより接触した」ことにより、カナダ企業に対してマサチューセッツ州の裁判管轄を認める判断^{※1}を出した。

本件は、原告であるボストンの国際投資銀行とカナダのサスカチュワン州の被告サプリメント製造会社間の契約に係る債務不履行訴訟で、両社は直接会うことは全くなく、契約交渉は「電話、電子メールおよびインターネット会議」でのみ実施された。原告は被告企業の売却に関して排他的財務アドバイザーとなる契約を結び、買手企業候補の紹介等も行っていたが、その後、原告が関与しない状況で被告企業が売却された。原告が契約に基づきアドバイザー報酬と第4回定期支払を求めたところ、支払を拒否されたことから、マサチューセッツ州の不正取引禁止法違反を訴因として訴えたものである。

被告は、本件に関してマサチューセッツ州には裁判管轄権がなく、不適法延地（*Forum non conveniens*）であることから、サスカチュワン州裁判所での訴訟が適切であり、その場合、マサチューセッツ州法上の訴えは棄却されると主張。これに対し、事実審（第一審）であるマサチューセッツ地区連邦地方裁判所は、裁判管轄不在の申立を認め、本件について判断を示さなかった。

控訴審となる第一巡回区控訴裁判所は、本事件を最初から見直し、「本件の対象となった被告の行為はマサチューセッツ州の裁判管轄を認めるに足る最小限の関連（"*suit-related conduct creates the necessary minimum contacts with Massachusetts.*"）」にあたるとし、マサチューセッツ州の裁判管轄を認め、本件を更なる事実審審理のために差戻した。

※1 C.W. Downer & Co. v. Bioriginal Food & Sci. Corp., No. 14-1327

<http://media.ca1.uscourts.gov/pdf/opinions/14-1327P-01A.pdf>

ここがポイント

本件では、外国（カナダ）の企業に対して、マサチューセッツ州の裁判管轄があるかどうか争点となりました。本件は、契約上の債務不履行に関する訴訟ですが、外国企業に対する州の裁判管轄問題については、製造物責任に関する訴訟においても頻繁に争点となる重要テーマです。

控訴審では、「原告は契約上の履行において、マサチューセッツ州と継続的な関係を持ち、被告の請求は当該契約の不履行に基づくものであり、その関連性が確立されることで足りる。」、また「被告がマサチューセッツ州所在の原告と接触していたことは、マサチューセッツ州法による保護を意図的に享受することを意味し、その結果として将来意志に反して州裁判所に出頭する可能性を甘受するに足るものである。」とし、事実審の「国際電話や電子メールによる交信だけでは、意図的な恩恵享受には不十分である。」という判断を覆しました。

一般に、当該州における製品事故等に関する製造物責任訴訟においては、外国企業に対する州の裁判管轄が認められるには、製品が当該州で流通していた（商流）だけでは不十分であり、被告が意図的に当該州の法的保護を受ける行為が必要であるという、「商流＋α（*Stream of commerce plus*）」の考え方が主流となっています。

今回の判決も踏まえれば、この「＋α」の部分（＝裁判管轄認定に関し商流に加えて必要要素）に関連して、当該州の法や個人との間で何らかの契約を締結するほか、契約に至るための継続的な接触（それも物理的な接触は要件ではなく、電話や電子メールによる交信で足りる）があれば、当該州の裁判管轄が及ぶことがあり得るということであり、留意が必要と考えられます。

米国消費者製品安全委員会（CPSC）は、本年 10 月 27 日、リコール・事故情報を効果的に消費者に伝達するためのモバイルアプリケーションの開発コンテストにおける受賞ソフトについてリリース※1を行った。

受賞した 4 種類のソフトの概要は以下のとおりであり、インターネットから無料でダウンロードし、利用することができる。

“Safety Checker”は、簡単な項目の入力又は製品のバーコードをスキャンすることにより、CPSC が保有する当該製品に関する事故情報やリコール情報にアクセスできる。

“Recall Pro”は、グーグルクロームの拡張機能を利用し、オンラインショッピング中にユーザーが特定製品名をハイライトし右クリック、“RecallPro This”の項目を選択すると、その製品に関するリコール情報をディスプレイ上に表示する。

“Slice App”は、ユーザーがオンラインで購入した全ての商品をメールボックスに統合し、その製品に関する配達状況、価格変化に加え、リコール情報をアラートメールで知らせる。

“Total Recall 101”は、ユーザーのメール及び製品の閲覧履歴等をチェックし、CPSC のリコール製品データベースと照合、合致した場合にアラートメールを発信する。

※1 CPSC Announces Winners of First-Ever Apps Challenge New Apps Help Consumers Track Recalls Product Safety Incidents

<http://www.cpsc.gov/en/Newsroom/News-Releases/2015/CPSC-Announces-Winners-of-First-Ever-Apps-Challenge-New-Apps-Help-Consumers-Track-Recalls-Product-Safety-Incidents/>

ここがポイント

今回の受賞ソフトの活用を促すため、CPSC はリリースの中で、各ソフトの特徴やメリットを解説するとともに、これらのソフトを無料でダウンロードできるダウンロードサイトの URL を掲載しています。

CPSC は、消費者用製品に関する事故情報やリコール情報について、事業者や消費者から報告を受け、インターネットサイト上で公表していますが、従来から、その認知度の低さや使い勝手の悪さについて批判がありました。例えば、過去に GAO（米国会計検査院）から CPSC が運営し公開している事故情報データベースの使い勝手の改善を要求されたことや、消費者団体等からリコール情報の消費者における認知度を高める工夫について要請されたことなどがあります。

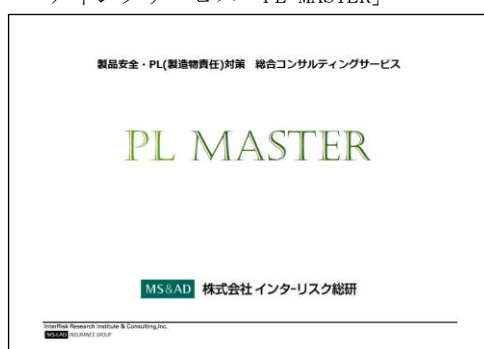
今回、受賞ソフトが公表された開発コンテストは、こういった批判も背景に、本年 1 月に CPSC が開催を公表、9 社が応募し、開発競争がなされてきたものです。

これらの経緯からすれば、今回の発表に加え、CPSC がこれらのソフトの普及を促すための取組を積極的に進めることで、CPSC が把握する消費者用製品に関する事故・リコール情報へのアクセスが容易となりますが、実際にこれらのソフトがどの程度普及し、消費者に活用されるかも含め、今後の動向が注目されます。

インターリスク総研の製品安全・PL 関連サービス

- ・株式会社インターリスク総研は、MS & ADインシュアランスグループに属し、リスクマネジメントに関する調査研究及びコンサルティングを行う専門会社です。
- ・本号の記事でも取り上げておりますように、リスクアセスメントの実施を含めた製品安全管理態勢の構築・整備は、事業者の皆様にとってますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、経済産業省より「リスクアセスメント・ハンドブック（実務編）」、「製品安全に関する事業者ハンドブック」策定を受託するなど、リスクアセスメントや製品安全に関し、豊富な受託調査実績があります。
- ・また、製品安全に関する態勢構築・整備のご支援、新製品等個別製品のリスクアセスメントなど、製品安全管理全般にわたり、多くの事業者の皆様のニーズに対応したコンサルティングをご提供しています。
- ・弊社ではこのような豊富実績をもとに、製品安全・PL 対策の総合コンサルティングサービス「PL MASTER」をご用意しています。

製品安全・PL 対策の総合コンサルティングサービス「PL MASTER」



「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL 関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研 事業リスクマネジメント部 CSR・法務グループ（TEL. 03-5296-8912）、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／©株式会社インターリスク総研 2014